

## 県職員の給与等の報告及び勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(令和2年10月26日)

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せてその改定について勧告しました。

この度の報告及び勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で民間給与実態調査が例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施したことから、例年より遅れて実施する運びとなりました。

本年は、特別給（ボーナス）について、県職員が民間を上回っていることが判明しました。そのため、本委員会においては、民間準拠の原則に則って、その取扱いについて慎重に検討を行い、その結果、特別給を年間4.45月分に引き下げることとしました。なお、月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

人事委員会勧告制度は、労働基本権を制約されている県職員の適正な処遇を確保するためのものであり、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から支持され得る納得性のある給与水準を確保するものとして定着しており、県職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと確信しています。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機的な事態が発生する中、県民の安全及び安心のため、厳しい環境下で県職員が日々全力で職務にまい進されておりますことに敬意を表します。

県職員の皆さんには、改めて、全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、県職員としての誇りと使命感を持って一層職務に精励されることを望みます。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が様々な分野で県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思っております。